| 協　議　項　目 | 各種事務事業の取扱い | 協　議　細　目 | 建設（港湾）関係事業 |
|---|---|---|---|

## ５．公営住宅

# 修　善　寺　町　外　３　町　の　現　況

## 修　善　寺　町

１．住宅建築年・戸数

| 団　地　名 | 建　築　年 | 戸　数（戸） |
|---|---|---|
| 椿団地 | 昭和 56、57 年 | 34 |
| 立野団地 | 昭和 58、59、60 年 | 44<br>（内老人入居住宅 10 戸） |
| 愛宕団地 | 昭和 60、61 年 | 32 |
| 清水団地 | 昭和 39 年 | 18 |
| 中里団地 | 平成 3 年 | 18 |
| 計 | | 146 |

２．住宅家賃収入決算額（平成 13 年度）　35,667 千円

３．入居資格付加条件（公営住宅法以外の条例による定め）

・町内に居住又は勤務場所を有する者

## 天 城 湯 ヶ 島 町

１．住宅建築年・戸数

| 団　地　名 | 建　築　年 | 戸　数（戸） |
|---|---|---|
| 青羽根Ａ．Ｂ．Ｃ | 昭和 49、50 年度 | 15 |
| 東原 | 昭和 53 年度 | 5 |
| 西平 | 昭和 57 年度 | 2 |
| 宿１①、②、宿２ | 昭和 59、60、63 年度 | 18 |
| 田沢１、２ | 昭和 61、62 年度 | 10 |
| 宮の前１、２ | 平成元、2 年 | 10 |
| 新青羽根１、２ | 平成 5 年度 | 24 |
| 市山楮人 | 平成 4 年度 | 12 |
| 計 | | 96 |

２．住宅家賃収入決算額（平成 13 年度）　31,190 千円

## 土　肥　町

１．住宅建築年・戸数

| 団　地　名 | 建　築　年 | 戸　数（戸） |
|---|---|---|
| １号棟 | 昭和 48 年度 | 32 |
| ２号棟 | 昭和 59 年度 | 16 |
| 計 | | 48 |

２．住宅家賃収入決算額（平成 13 年度）　9,342 千円

## 中　伊　豆　町

１．住宅建築年・戸数

| 団　地　名 | 建　築　年 | 戸　数（戸） |
|---|---|---|
| 冷川Ａ．Ｂ | 昭和 62 年度 | 6 |
| 冷川Ｃ | 平成元年 | 6 |
| 計 | | 12 |

２．住宅家賃収入決算額（平成 13 年度）　3,523 千円

| 協　議　項　目 | 各種事務事業の取扱い | 協　議　細　目 | 建設（港湾）関係事業 |
|---|---|---|---|

## １．　公営住宅家賃の算定基準

公営住宅法施行令第２条の規定により算定する。

（入居者家賃）＝（家賃算定基礎額）×（市町村立地係数）×（規模係数）×（経過年数係数）×（利便性係数）

が基本とされている。

（１）家賃算定基礎額（公営住宅法施行令第２条第２項）

| 入居者の収入 | 額 | 入居者の収入 | 額 |
|---|---|---|---|
| 123,000 円以下の場合 | 37,100 円 | 200,000 円を超え 238,000 円以下の場合 | 70,900 円 |
| 123,000 円を超え 153,000 円以下の場合 | 45,000 円 | 238,000 円を超え 268,000 円以下の場合 | 81,400 円 |
| 153,000 円を超え 178,000 円以下の場合 | 53,200 円 | 268,000 円を超え 322,000 円以下の場合 | 94,100 円 |
| 178,000 円を超え 200,000 円以下の場合 | 61,400 円 | 322,000 円を超える場合 | 107,700 円 |

（２）市町村立地係数（公営住宅法施行令第２条第１項）

公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して 0.7 以上１以下で定める数値。

| 修善寺町 | 土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町 |
|---|---|
| 0.8 | 0.7 |

注）市町村合併を行った場合には、合併後の市町村の係数は、合併前の市町村に係る市町村立地係数のうち最も高いものを採用し、市町村内での立地条件の差は利便性係数により反映させることになる。（平成 14 年 7 月 15 日付け国土交通省住宅局総務課通知）

（３）規模係数（公営住宅法施行令第２条第１項）

当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅は共有部分を除く）÷70 ㎡

（４）経過年数係数

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣が定める数値（*ａ）。

・１－（*ａ）×経過年数

（５）利便性係数（公営住宅法施行令第２条第１項）

公営住宅が存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して 0.7 以上１以下で定める数値。数値の設定にあたっては、不動産鑑定基準に定める土地及び建物に関する個別的要因を参考として地域の実情に反映した数値を設定する。

| 修善寺町 | | 土肥町 | | 天城湯ヶ島町 | | 中伊豆町 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 椿団地 | 0.72 | １・２号棟 | 0.9 | 青羽根 | 0.81 | 冷川 | 0.8 |
| 立野団地 | 0.78 | | | 東原、西平 | 0.7 | | |
| 愛宕団地 | 0.8 | | | 宿 | 0.75 | | |
| 清水団地 | 0.74 | | | 田沢、市山楮人 | 0.7 | | |
| 中里団地 | 0.7 | | | 南耕地、宮の前 | 0.75 | | |
| | | | | 新青羽根 | 0.95 | | |

**２．　入居資格共通（公営住宅法第 23 条及び公営住宅法施行令第６条）**

（１）現在同居している親族がいるか、又は同居しようとする親族がいること。ただし、公営住宅法施行令により老人等の単身入居可能。

（２）現に住宅に困っていることが明らかな者。

（３）申込者及び同居者の過去１年間における収入から算定した金額（所得税法による課税所得）が月額 200,000 円以下の者。ただし、高齢者・障害者等においては、月額 268,000 円以下。